



令和5年度（2023年度）

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越 谷 市

目 次

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 2
- 2 個人情報保護制度について…………… 3

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 6
- 2 非公開決定等の理由…………… 7
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 8

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報ファイルの保有状況…………… 2 2
- 2 保有個人情報の目的外利用の状況…………… 2 2
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 2 3
- 4 不開示決定等の理由…………… 2 4
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 2 4
- 6 保有個人情報の訂正、利用停止請求の件数及び処理状況…………… 2 4

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 2 7
- 2 審査会の開催状況…………… 2 7
- 3 審査請求の処理状況…………… 2 8
- 4 審査会答申…………… 2 9

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 4 7
- 2 審議会の開催状況…………… 4 7

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、改正が行われ、現行条例は、令和5年4月1日から最終改正されたものが施行されております。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

総務課で職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から30日以内に公開するかしないかを決定し、書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

＜非公開情報＞（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めたものです。

その1つに、ご本人からの請求により市が保有している個人情報の開示・訂正等を行うことができる制度があります。

(2) 法律について

令和4年度まで本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用していましたが、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律の改正により、法の適用範囲に市町村（議会を除く）等も含まれたことから、当該条例を廃止とし、越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び越谷市議会の個人情報の保護に関する条例を施行しました。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

※議会、越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社は、法第2条第11項第2号における実施機関に該当しないため、本制度の対象外となっています。

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：生存する個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」、または「個人識別符号が含まれるもの」をいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいいます。

(5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求できる方

どなたでもご自身の個人情報の開示・訂正及び利用停止を請求することができます。

(6) 開示、訂正及び利用停止の請求の受付から決定まで

開示、訂正又は利用の停止の請求ができます。

総務課で職員と相談の上、保有個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、保有個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提示又は提出が必要になります。また、訂正請求書や利用停止請求書には「保有個人情報の開示を受けた日等」を記載する必要があり、法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、請求の対象となりません。

実施機関は、開示、訂正又は利用の停止をするかどうかについて、請求があった日から30日以内に決定し、書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知

らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

＜不開示情報＞（※法第78条各号に定められています。）

- 第1号 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
- 第3号 法人等に関する情報
- 第4号 国の安全等に関する情報
- 第5号 公共の安全等に関する情報
- 第6号 審議、検討等に関する情報
- 第7号 事務又は事業に関する情報（次に掲げるおそれがあるもの）
 - イ 開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ等
 - ロ 開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に阻害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示、訂正及び利用停止に要する費用

手数料は無料です。なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和5年度の公開請求の件数は218件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は1,165文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は100%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、主な請求内容は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求 件数	処理 件数	処理状況							取下 げ
			公開	部分 公開	非 公開	非公開	存否 不回答	不存在	その他	
市長	204	267	127	114	13	0	0	12	1	13
消防長	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0
教育委員会	8	15	7	6	2	0	0	2	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	4	4	1	1	2	0	0	2	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	218	289	135	123	18	0	0	17	1	13

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	公開決定した 公文書数	部分公開決定 した公文書数	非公開決定し た公文書数	
市長	353	202	0	555
消防長	0	2	0	2
教育委員会	550	55	0	605
選挙管理委員会	0	1	0	1
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	2
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	904	261	0	1,165

※ 文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	49
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	57
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	112
合 計	218

表4 主な請求内容

請求内容	処理件数	対象文書数
各種工事における金額入り設計書等	85	208
開発行為に関する届出書（開発行為等計画届出など）	48	62
建設リサイクル法に基づく解体等に関する届出台帳	19	19

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	92
法人等に関する情報（第7条第2号）	40
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	56
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	13
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	17
その他	1
合 計	219

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

※ その他：手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外である場合などが該当になります。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
1	4/5	開発行為等計画届 令和5年3月1日～令和5年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
2	4/6	開発行為等計画届 令和5年3月1日～令和5年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
3	4/7	金入り設計書 4件	維持管理課			取下げ
4	4/7	金入り設計書 9件	下水道事業課	公開		
5	4/7	金入り設計書 1件	公園緑地課	公開		
6	4/7	金入り設計書 1件	維持管理課			取下げ
7	4/10	金入り設計書 4件	維持管理課	公開		
8	4/11	金入り設計書 2件	下水道事業課	公開		
9	4/11	金入り設計書 1件	河川課	公開		
10	4/12	法人(法人名特定)が提出したトレーラーハウス設置検査報告に係る書類一式(送付日特定)	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
11	4/13	金入り設計書 6件	道路総務課	公開		
			下水道事業課	公開		
			市街地整備課	公開		
12	4/19	市が所有するマンション集会室について、自治会と契約のない集会室一覧	公共施設マネジメント推進課	公開		
13	4/21	金入り設計書 5件	営繕課	公開		
			公園緑地課	公開		
			契約課	公開		
14	4/25	開発行為等計画届 令和5年3月18日～令和5年4月24日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
15	4/28	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年4月3日～令和5年4月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
16	4/28	近隣説明等報告書 令和5年4月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
17	5/1	金入り設計書 8件	道路建設課	部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開		
18	5/2	開発行為等計画届 令和5年4月1日～令和5年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
19	5/2	・水辺のまちづくり館の賃貸借契約に関する一切の書類（法人名特定） ・水辺のまちづくり館周辺の行政用地の使用許可に関する一切の書類 ・食品営業許可申請書（トレーラーカー特定）	経済振興課	公開 部分公開	第7条 第4号	
			生活衛生課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号 第6号 オ	
20	5/2	越谷市補助金交付一覧表	財政課	公開		
21	5/8	越谷市立病院が加入する損害保険契約の全て	庶務課	部分公開	第7条 第4号 第6号 オ	
22	5/8	開発行為等計画届 令和5年4月1日～令和5年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
23	5/9	・令和4年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医・健康管理医執務調査票（産業医配置校分） ・令和4年度学校衛生委員会開催状況調査（産業医配置校分）	学務課	公開 部分公開	第7条 第1号 第6号 オ	
24	5/9	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年4月1日～令和5年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
25	5/10	・専用水道施設台帳及び小規模水道施設台帳（井戸利用施設） ・上記施設の井戸原水水質分析表及び井戸柱状図	生活衛生課			取下げ
26	5/12	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課	公開 部分公開	第7条 第1号 第4号	
27	5/24	開発行為等計画届 令和5年4月25日～令和5年5月22日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
28	5/25	特殊車両通行許可協議回答書（法人名・回答日特定）	道路総務課	部分公開	第7条 第1号 第2号	
29	5/25	特殊車両通行許可協議回答書（法人名・回答時期特定）	道路総務課	非公開	不存在	
30	5/29	・大間野小学校におけるPTA活動に対し、学校教育法第137条による学校施設の利用を認めた最新の文書 ・令和4年度市立小中学校PTA実態調査結果 ・越谷市立小学校（大間野小を除く）の最新の入学説明会資料 ・大間野小学校の備品管理台帳と物品管理関係帳票に係る検査結果（過去3年分）	学校管理課	公開 非公開	不存在	
			生涯学習課	公開		
			学務課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 オ	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
31	5/29	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
32	5/30	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
33	5/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年5月1日～令和5年5月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
34	5/31	近隣説明等報告書 令和5年5月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
35	6/2	開発行為等計画届 令和5年5月1日～令和5年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
36	6/2	市内中学校7校で2022年度に行われた定期テストの問題用紙・解答用紙・模範解答 (中央中、東中、西中、富士中、栄進中、新栄中、大相模中)	指導課	公開		
37	6/5	開発行為等計画届 令和5年5月1日～令和5年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
38	6/5	法人（法人名特定）に対し使用許可している水辺のまちづくり館周辺の行政財産の原状の変更・加工について、同法人に通知した「行政財産現状変更承認書」	経済振興課	非公開	不存在	
39	6/5	・法人（法人名・住所等特定）に対して行った査察に関する指導事項等連絡票 ・法人（法人名・住所等特定）に関する施設台帳	生活衛生課	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号オ	
40	6/7	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
41	6/7	金入り設計書 1件	道路総務課	公開		
42	6/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
43	6/14	越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事の契約締結伺いのうち、評価結果表、入札結果表及び入札参加者の総合評価方式における技術資料（起票日特定）	契約課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
44	6/20	開発行為等計画届 令和5年5月23日～令和5年6月19日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
45	6/20	越谷市保健所管轄内で開設しているあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師出張業務開設状況一覧表	保健総務課	公開		
46	6/22	金入り設計書 6件	営繕課	公開		
47	6/22	金入り設計書 1件	河川課	公開		
48	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
49	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
50	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
51	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
52	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
53	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
54	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
55	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
56	6/22	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
57	6/23	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
58	6/26	マンション集会室・管理組合に係る以下の文書（マンション名特定） ・公有財産借用申出書(収受日特定)及び回答 ・公有財産貸付料減額等申出書(収受日特定)及び回答 ・集会への出席実績、同集会での議決権行使に係る文書 ・集会開催案内、議案書等資料の受領・請求に係る文書 ・管理規約	公共施設マネジメント推進課	部分公開 非公開	第7条第1号 不存在	
59	6/29	法人（法人名特定）に対し使用許可している水辺のまちづくり館周辺の行政財産の原状の変更・加工について、同法人と交わした協議書及び回答書	経済振興課	公開 部分公開	第7条第1号 第2号 第4号	
60	6/30	近隣説明等報告書 令和5年6月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
61	6/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年6月1日～令和5年6月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
62	7/4	開発行為等計画届 令和5年6月1日～令和5年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
63	7/5	開発行為等計画届 令和5年6月1日～令和5年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
64	7/12	・越谷市立小中一貫校整備PFI事業者選定における資金審査等業務委託仕様書 ・同業務委託評価シート（2グループ分） ・「越谷市立小中一貫校PFI事業に係る落札者の決定について」に記載されている内容のうち、「リスク管理」の審査方法、審査内容及び加点根拠等が分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開 非公開	第7条第2号 第6号 不存在	
65	7/13	・越谷市立小中一貫校整備PFI事業者選定における資金審査等業務委託仕様書 ・同業務委託評価シート（2グループ分） ・「越谷市立小中一貫校PFI事業に係る落札者の決定について」に記載されている内容のうち、「リスク管理」の審査方法、審査内容及び加点根拠等が分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開 非公開	第7条第2号 第6号 不存在	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
66	7/13	・越谷市立小中一貫校整備PFI事業者選定における資金審査等業務委託仕様書 ・同業務委託評価シート（2グループ分） ・「越谷市立小中一貫校PFI事業に係る落札者の決定について」に記載されている内容のうち、「リスク管理」の審査方法、審査内容及び加点根拠等が分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開 非公開	第7条第2号第6号不存在	
67	7/18	越谷市全域における、筆界、地番、家屋図データ（越谷市の地図で、2022年中の登記異動反映済みのもの）	資産税課	公開		
68	7/18	金入り設計書 1件	市街地整備課	公開		
69	7/18	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
70	7/18	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
71	7/18	・越谷市立小中一貫校整備PFI事業者選定における資金審査等業務委託仕様書 ・同業務委託評価シート（2グループ分） ・「越谷市立小中一貫校PFI事業に係る落札者の決定について」に記載されている内容のうち、「リスク管理」の審査内容及び加点根拠が分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開 非公開	第7条第2号第6号不存在	
72	7/25	開発行為等計画届 令和5年6月20日～令和5年7月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
73	7/25	特定法人の騒音規制法特定施設設置届出書（法人名特定）	環境政策課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
74	7/31	近隣説明等報告書 令和5年7月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
75	7/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年7月1日～令和5年7月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
76	7/31	特定法人が水辺のまちづくり館周辺の行政財産用地で行っている「自動車による飲食店営業」に関する「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用許可書」（法人名特定）	経済振興課	非公開	不存在	
77	7/31	特定法人に対する令和5年度補助金額の交付決定額が分かる書類、その他補助金申請に関する一切の書類（法人名特定）	経済振興課	公開 部分公開	第7条第2号第4号	
78	8/1	開発行為等計画届 令和5年7月1日～令和5年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
79	8/1	地番参考図と路線価図 （SHAPEファイル形式での請求）	資産税課	非公開	第26条及び第2条第2項第1号その他	審査請求へ（受付第33号）
80	8/4	開発行為等計画届 令和5年7月1日～令和5年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
81	8/7	「交通指導員」に関する令和5年度傷害保険契約内容 ・見積合せ時の仕様書等 ・保険証券	くらし安心課			取下げ
82	8/9	さいたま地方裁判所（事件名特定）の裁判資料のうち、「判決文（平成21年12月16日判決）の写し」「原告・被告の主張が分かる文書」	法務課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
83	8/14	金入り設計書 3件	営繕課	公開		
84	8/17	金入り設計書等 27件	契約課	公開		
			農業振興課	部分公開	第7条第2号	
			道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条第2号	
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	公開 部分公開	第7条第2号	
			公園緑地課	公開		
85	8/17	金入り設計書 1件	学校管理課	公開		
86	8/17	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
87	8/18	金入り設計書 1件	道路建設課	部分公開	第7条第2号	
88	8/18	2023年しらこぼと運動公園競技場改修工事に係る入札結果の総合評価方式の結果表	契約課	公開		
89	8/21	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年6月1日～令和5年8月21日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
90	8/21	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
91	8/22	開発行為等計画届 令和5年7月22日～令和5年8月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
92	8/28	会計年度任用職員の雇用状況等に関する文書	人事課			取下げ
93	8/30	金入り設計書 8件	営繕課	公開		
			道路総務課	公開		
94	8/31	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
95	9/1	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
96	9/1	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
97	9/1	金入り設計書 1件	営繕課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
98	9/1	近隣説明等報告書 令和5年8月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
99	9/4	開発行為等計画届 令和5年8月1日～令和5年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
100	9/4	開発行為等計画届 令和5年8月1日～令和5年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
101	9/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年8月1日～令和5年8月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
102	9/13	市長への手紙の回答(日付特定)にある「法人(法人名特定)からBBQ事業を受託する事業者」の受託を証明する内容の文書	経済振興課	部分公開	第7条第2号第4号	
103	9/19	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
104	9/21	・令和6年度使用小学校教科用図書採択に係る各学校調査報告に係る文書 ・教科書展示会アンケート集計一覧	指導課	公開		
105	9/22	法人(法人名等特定)の防火対象物使用開始届出書及び少量危険物貯蔵取扱い届出書	予防課	部分公開 非公開	第7条第1号第2号第4号 不存在	
106	9/25	下記対象校について、越谷市立小学校から私立中学校に進学した人数と総卒業生数がかかる文書 (越ヶ谷小、東越谷小、大沢小、北越谷小、城ノ上小、花田小) (年度特定)	学務課	部分公開	第7条第6号オ	
107	9/25	下記対象校について、「卒業生の卒業先」「特別支援学級在籍生徒の卒業先(富士中を除く)」がかかる文書 (中央中、東中、栄進中、新栄中、富士中) (年度特定)	指導課	部分公開	第7条第6号オ	
			教育センター	部分公開 非公開	第7条第1号第6号オ 不存在	
108	9/25	下記対象校における「全校生徒に占める不登校生徒の割合と生徒総数」「特別支援学級に占める不登校生徒の割合と生徒総数」がかかる文書 (中央中、東中、栄進中、新栄中、富士中、越ヶ谷小、東越谷小、大沢小、北越谷小、城ノ上小、花田小) (年度特定)	教育センター	公開 部分公開	第7条第1号第6号オ	
109	9/27	開発行為等計画届 令和5年8月22日～令和5年9月25日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
110	9/29	近隣説明等報告書 令和5年9月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
111	9/29	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年9月1日～令和5年9月29日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
112	10/2	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
113	10/2	開発行為等計画届 令和5年9月1日～令和5年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
114	10/4	開発行為等計画届 令和5年9月1日～令和5年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
115	10/4	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
			営繕課	公開		
116	10/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年9月1日～令和5年10月4日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
117	10/12	市が所管する有料老人ホーム及び、有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅について、2022年の定期報告時に提出された重要事項説明書。もしくは市が所有する最新の重要事項説明書	介護保険課			取下げ
118	10/17	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
119	10/18	法人（法人名特定）業務用トラック新規格車の特殊車両通行許可申請、許可及び条件書 （期間・使用市道特定）	道路総務課	非公開	不存在	
120	10/19	金入り設計書 1件	道路建設課	部分公開	第7条 第2号	
121	10/23	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課	公開 部分公開	第7条 第4号	
122	10/23	金入り設計書 3件	維持管理課	公開		
123	10/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
124	10/24	建設リサイクル法届出書（期間・場所・発注者・受注者特定）	建築住宅課	公開		
125	10/25	金入り設計書 12件	営繕課	公開		
126	10/25	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年8月22日～令和5年10月25日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
127	10/25	建築基準法の道路でないこと書類 （場所特定）	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
128	10/27	せんげん台駅付近の浸水被害に対する災害対策に関する文書	下水道事業課	公開		
129	10/31	近隣説明等報告書 令和5年10月1日以降提出分	開発指導課			取下げ
130	10/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年10月1日～令和5年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
131	10/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年10月1日～令和5年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
132	11/2	開発行為等計画届 令和5年10月1日～令和5年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
133	11/6	開発行為等計画届 令和5年10月1日～令和5年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
134	11/8	金入り設計書 21件	営繕課	公開		
			公園緑地課	公開		
135	10/25	開発行為等計画届 令和5年9月26日～令和5年10月23日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
136	11/9	金入り設計書 6件	下水道事業課	公開		
137	11/10	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
138	11/10	金入り設計書 1件	維持管理課			取下げ
139	11/10	金入り設計書 1件	維持管理課			取下げ
140	11/10	金入り設計書 1件	維持管理課			取下げ
141	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
142	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
143	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
144	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
145	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
146	11/13	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
147	11/14	金入り設計書 3件	維持管理課	公開		
148	11/15	法人（法人名特定）住所地の合併浄化槽に係る ①浄化槽台帳 ②保守点検・法定検査の実施日及び法定検査の結果、 清掃等の実施日・実施状況の記録一式 （期間特定）	資源循環推進課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
149	11/20	越谷市訴訟代理人弁護士との委託契約書 5件	法務課	部分公開	第7条 第1号	
150	11/21	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
151	11/24	令和5年10月18日付越監第145-1号「住民監査請求に係る 監査の結果について（通知）」に記載されている証拠書類（行政財産の原状変更に係る協議書の決裁の写し）	経済振興課	公開 部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
152	11/24	令和4年度国土交通省補助事業として、法人（法人名特定）との間で締結されたマンション実態調査に係る委託契約書	建築住宅課	部分公開	第7条 第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
153	11/24	越谷市分譲マンション実態調査報告書（本編）	建築住宅課	公開		
154	11/27	金入り設計書 10件	営繕課	公開		
155	11/28	開発行為等計画届 令和5年10月24日～令和5年11月27日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
156	11/30	近隣説明等報告書 令和5年11月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
157	12/1	開発行為等計画届 令和5年11月1日～令和5年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
158	12/4	開発行為等計画届 令和5年11月1日～令和5年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
159	12/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年11月1日～令和5年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
160	12/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年11月1日～令和5年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
161	12/7	金入り設計書 5件	道路建設課	公開		
			下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
			市街地整備課	公開		
			公園緑地課	公開		
162	12/12	金入り設計書 4件	道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
163	12/12	金入り設計書 4件	下水道事業課	部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開		
			市街地整備課	部分公開	第7条 第2号	
			公園緑地課	公開		
164	12/14	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
165	12/18	特定の「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」に関するすべての文書（期間特定）	広報シティプロ モーション課	部分公開	第7条 第4号	
166	12/19	放課後等デイサービスにおける事故のうち、死亡、行方不明に分類される事故報告書（期間特定）	子ども施策推進課	部分公開	第7条 第1号 第2号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
167	12/20	新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請に係る一覧表（期間特定）	健康づくり推進課			取下げ
168	12/22	令和5年度 レセプト点検等業務委託（単価契約）における「受託業者名及び受託金額」「応札業者名及び応札金額」が分かる文書	生活福祉課	公開		
169	12/25	金入り設計書 8件	営繕課	公開		
			下水道事業課	公開		
170	12/26	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年12月1日～令和5年12月26日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
171	12/28	近隣説明等報告書 令和5年12月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
172	12/28	「越谷市職員措置請求に係る監査結果」に記載されている「弁明書」の提出を依頼したことが分かる起案（監査特定）	監査課	部分公開	第7条第1号	
173	12/28	「越谷市職員措置請求に係る監査結果」に記載されている現地調査の報告に関する文書（監査特定）	監査課	公開		
174	12/28	東京高等裁判所（事件名特定）の裁判資料のうち ・判決文 ・被控訴人答弁書	法務課	部分公開	第7条第1号	
175	1/4	開発行為等計画届 令和5年11月28日～令和5年12月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
176	1/5	開発行為等計画届 令和5年12月1日～令和5年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
177	1/9	開発行為等計画届 令和5年12月1日～令和5年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
178	1/10	金入り設計書 124件	契約課	公開		
			農業振興課	公開 部分公開	第7条第2号	
			道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
			河川課	公開		
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条第2号	
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開 部分公開	第7条第2号	
			市街地整備課	公開 部分公開	第7条第2号	
			公園緑地課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
179	1/10	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年12月1日～令和5年12月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
180	1/15	金入り設計書 3件	下水道事業課	公開		
			道路建設課	部分公開	第7条第2号	
			市街地整備課	部分公開	第7条第2号	
181	1/16	水辺のまちづくり館周辺の「越谷市行政財産」用地について、駐車場アスファルト部分が掘削され、鉄棒が埋め込まれるなどの現状変更・工作が加えてあるが、本件について市長承認を証明する通知書	経済振興課	非公開	不存在	
182	1/16	令和元年（行コ）第179号の判決後、水辺のまちづくり館の分電盤に関して、配線をコンセントに改めたことを証明する書類一式	経済振興課	部分公開	第7条第1号 第2号 第4号	
183	1/23	平成30年度「越谷市役所新庁舎建設工事（建築）」発注図のうち、1階～8階及び屋上階の平面詳細図	庁舎管理課	公開		
184	1/26	金入り設計書 2件	道路建設課	公開		
			市街地整備課	公開		
185	1/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年11月1日～令和6年1月30日	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
186	1/31	近隣説明等報告書 令和6年1月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
187	2/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年1月4日～令和6年1月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
188	2/1	開発行為等計画届 令和6年1月1日～令和6年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
189	2/1	開発行為等計画届 令和6年1月1日～令和6年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
190	2/2	越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業に係る事業計画（認可・変更認可分）	都市計画課			取下げ
191	2/5	市議会議員選挙において公職選挙法の適用を受けるために提出された選挙ポスターの契約にかかる関係書類（個人名特定）	選挙管理委員会事務局	部分公開	第7条第1号 第2号	
192	2/5	開発行為等計画届 令和6年1月1日～令和6年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
193	2/8	特定の監査請求に関し、監査委員が地方自治法第242条第8項に基づく立ち合いを求めたか否かが分かる文書	監査課	非公開	不存在	
194	2/9	金入り設計書 4件	維持管理課	公開		
			公園緑地課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
195	2/9	金入り設計書 4件	道路建設課	公開		
			維持管理課	公開		
			公園緑地課	公開		
196	2/13	金入り設計書 4件	道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
197	2/13	金入り設計書 4件	河川課	公開		
198	2/13	金入り設計書 8件	下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号 第4号	
199	2/13	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
200	2/13	金入り設計書 2件	道路建設課	公開		
201	2/13	金入り設計書 1件	開発指導課			取下げ
202	2/13	金入り設計書 2件	市街地整備課	公開		
203	2/21	・越谷市宅地造成事業協議基準 ・宅地造成事業協議基準要項	開発指導課	公開		
204	2/29	近隣説明等報告書 令和6年2月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
205	2/29	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年2月1日～令和6年2月29日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
206	3/1	・市が法人（法人名特定）に是正を申し入れた書面 ・法人（法人名特定）が甲第34号証の1、2、3の配電盤につき、コンセントを用いて配線を行ったという事実確認を証する書面	経済振興課	非公開	不存在	
207	3/1	東京高等裁判所（事件名特定）越谷市職員措置請求に係る違法不当な確認請求控訴事件における甲第34号証1～5	経済振興課	部分公開	第7条 第1号	
208	3/1	開発行為等計画届 令和6年2月1日～令和6年2月29日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
209	3/4	金入り設計書 8件	営繕課	公開		
210	3/4	開発行為等計画届 令和6年2月1日～令和6年2月29日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
211	3/5	開発行為等計画届 令和6年2月1日～令和6年3月1日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
212	3/6	金入り設計書 6件	営繕課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
213	3/11	越谷市職員措置請求に係る監査結果（発出日特定）において「ウッドデッキについては撤去済であり、現在においては存在しないものである」とあるが、ウッドデッキは存在しないものであると導き出した根拠について記録した文書	監査課	非公開	不存在	
214	3/11	越谷市が法人（法人名特定）に対し水辺のまちづくり館周辺の土地を賃貸借契約し「管理者」として定めた書面	経済振興課	非公開	不存在	
215	3/21	金入り設計書 8件	営繕課	公開		
216	3/22	金入り設計書 4件	維持管理課	公開		
217	3/29	近隣説明等報告書 令和6年3月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
218	3/29	開発行為等計画届 令和6年3月4日～令和6年3月29日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報ファイルの保有状況

令和5年度から個人情報保護法が適用されたことに伴い、記載される本人の数が100人未満など一部例外を除き、市における個人情報ファイルの利用目的や記録項目などをまとめた、個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成・公表が義務付けられました。（令和4年度以前は、市個人情報保護条例に基づいて、個人情報取扱事務について市長へ届出を行っていました。）

市は、個人情報ファイルを保有することとなったときは、それらを把握し、ファイル簿への掲載が必要であるかを判断した上で、ファイル簿へ追加する必要があります。ファイル簿については、事務所に備え置き市民が閲覧できるようにするなど、適切な方法で公表しなければなりません。

また、ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは修正を、ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは削除を行う必要があります（法第75条、政令第21条）。

令和5年度末時点で、個人情報ファイルは2,314件で、うち公表すべき個人情報ファイルは837件となっています。実施機関別の個人情報ファイルの保有状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用の状況

実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととされています（法第69条第1項）。（令和4年度以前は、市個人情報保護条例に基づいて、目的外利用毎に届出を求めています。）

ただし、法第69条第2項各号に規定する場合（本人の同意があるとき等）は、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができます。

本市では、目的外利用の種別を“他からの提供の求めに応じて、その都度、法第69条の根拠を確認して対応する「個別的案件」”と“当初に法第69条の根拠を確認した上で、一定の相手方へ同一条件で年間を通じ継続的に提供等する「経常的案件」”に分けて整理し、各課所で管理をしています。

令和5年度末時点の保有個人情報の目的外利用の件数については、表7のとおりです。

表7 個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況

実施機関	個人情報ファイル 件数	うち、公表している 個人情報ファイル件数	目的外利用	
			個別的案件数	経常的案件数
市長	1,629	666	132	384
消防長	116	66	9	7
教育委員会	515	86	21	3
選挙管理委員会	15	4	0	0
公平委員会	1	0	0	0
監査委員	1	0	0	0
農業委員会	35	15	0	3
固定資産評価審査委員会	2	0	0	0
合計件数	2,314	837	162	397

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

法に基づく令和5年度の開示請求の件数は26件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は116文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示、取下げを除いた開示率は100%となっています。

また、主な請求内容は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求 件数	処理 件数	処理状況							取下 げ
			開示	部分 開示	不開 示	不開示	存否 不回答	不存在	その他	
市長	19	26	12	12	1	0	0	1	0	1
消防長	3	4	0	4	0	0	0	0	0	0
教育委員会	4	7	3	4	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26	37	15	20	1	0	0	1	0	1

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	開示決定した 公文書数	部分開示決定 した公文書数	不開示決定し た公文書数	
市長	86	17	0	103
消防長	0	5	0	5
教育委員会	3	5	0	8
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
合計公文書数	89	27	0	116

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 主な請求内容及び各種件数

請求内容	件数	対象文書数
市民課受付の申請書（住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請）	2	2
相談記録	7	11
火災調査に関するもの	2	2

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表 1 1 のとおりです。

表 1 1 不開示又は部分開示の理由

理由	件数
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第78条第1項第1号）	2
開示請求者以外の個人に関する情報（第78条第1項第2号）	8
法人等に関する情報（第78条第1項第3号）	3
国の安全等に関する情報（第78条第1項第4号）	0
公共の安全等に関する情報（第78条第1項第5号）	0
審議、検討等に関する情報（第78条第1項第6号）	2
事務又は事業に関する情報（第78条第1項第7号）	15
存否不回答（第81条）	0
保有個人情報不存在（第82条第2項）	1
合 計	31

※ 1 件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

6 保有個人情報の訂正、利用停止請求の件数及び処理状況

令和 5 年度は、保有個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした。

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
1	4/6	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	
2	5/29	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
3	5/29	子育て世代包括支援センター職員とやり取りした記録（期間特定）	健康づくり推進課			取下げ
4	6/1	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	人事課	開示 部分開示	第78条第1項第2号	
			南越谷にぎわい推進室	開示		
			財政課	開示		
			くらし安心課	開示		
			経済振興課	開示		
5	6/1	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	生涯学習課	開示		
			教育総務課	開示		
			指導課	開示		
6	6/1	私が要望した特定法人の調査の件に関する文書（日付特定）	介護保険課	部分開示	第78条第1項第2号第3号イ第7号ロ	第三者意見照会実施 審査請求へ（審査中）
7	6/7	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
8	7/27	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	
9	7/27	私の相談記録	生活福祉課	部分開示	第78条第1項第7号	
10	8/7	私が受けた医師による面接指導（ストレスチェック）結果報告書兼意見書（年度特定）	学務課	部分開示	第78条第1項第7号ロ	
11	8/10	私に関する介護事業者からの事故報告書（日付特定）	介護保険課	不開示	保有個人情報不存在	
12	8/14	戸籍謄本・住民票の写しの交付申請書及び委任状（受付日特定）	市民課	部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	
13	9/4	私が送付した市長への電子メール及びその回答（受付日特定）	くらし安心課	開示 部分開示	第78条第1項第7号	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
14	9/5	特定者が交通事故で搬送された際の記録（通報受理の記録を含む）（日時等特定）	消防署	部分開示	第78条第1項第2号第7号口	
			指令課	部分開示	第78条第1項第2号	
15	9/27	面談記録（期間特定）	生活福祉課	開示		
16	10/18	火災調査書（場所等特定）	蒲生分署	部分開示	第78条第1項第2号第3号	
17	10/27	家庭訪問の際の記録（日付特定）	生活福祉課	開示		
18	10/30	火災調査書（場所等特定）	蒲生分署	部分開示	第78条第1項第2号第3号第7号	
19	11/29	成績通知表、保護者登録が分かる書類（人物特定）	学務課	部分開示	第78条第1項第1号	
			指導課	部分開示	第78条第1項第1号	
20		欠番				
21	12/21	相談記録（人物・期間特定）	教育センター	部分開示	第78条第1項第7号	
22	12/25	印鑑登録証明書交付申請書（申請日特定）	市民課	開示		
23	12/26	判定依頼書及びその依頼書に係る照会・回答（日付等特定）	障害福祉課	開示		
24	12/28	介護施設の事故報告書（人物・期間特定）	介護保険課	開示		
25	2/7	私の相談記録(期間特定)	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
26	3/7	・医療要否意見書の交付について（依頼）（日付特定） ・医療要否意見書（日付特定）	生活福祉課	部分開示	第78条第1項第7号口	
27	3/18	障害者就労訓練施設における作業台帳、指定障害福祉サービス提供実績記録票、個別支援計画記録・支援記録表（施設・期間特定）	障害福祉課	開示 部分開示	第78条第1項第2号第7号口	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。（表13）

表13 審査会委員 (令和6年3月31日現在)

氏 名	備 考
会 長 吉 村 総 一	弁 護 士
会長職務代理者 松 浦 麻里沙	弁 護 士
佐 藤 匡	大 学 准 教 授

2 審査会の開催状況

令和5年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。（9回開催）

表14 審査会の開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	令和5年 4月 3日	31号事案の審査
第 2 回	令和5年 4月28日	31号事案の審査
第 3 回	令和5年 5月 8日	31号事案の審査
第 4 回	令和5年 6月30日	31号事案の審査
第 5 回	令和5年 8月18日	31号事案の審査、答申
第 6 回	令和5年12月28日	会長、会長職務代理者の選出 33号事案の審査
第 7 回	令和6年 3月 5日	32、33号事案の審査 実施機関による口頭理由説明の聴取
第 8 回	令和6年 3月21日	32、33号事案の審査
第 9 回	令和6年 3月29日	32、33号事案の審査 実施機関による口頭理由説明の聴取

3 審査請求の処理状況

令和５年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度（情）に関わるものが２件、個人情報保護制度（個）に関わるものが１件でした。

審査請求の処理状況は、表１５のとおりです。

表１５ 審査請求の処理状況

事案 番号	処分の概要	審査請求日	諮問日	答申内容
		所管課	答申日	
31 (情)	令和４年度年金等申請支援事業の活動状況報告書面その他、事業の進捗状況等が分かる文書についての部分公開決定・非公開決定	R4.10.27	R4.12.13	部分公開決定は一部を 定はき妥当で 除あり、非公 開決定は妥 当である
		生活福祉課	R5.8.18	
32 (個)	開示請求者が介護保険課に要望した件に関し、介護保険課が法人に対して依頼した文書及びその法人が提出した文書の部分開示決定 (第三者不服申立て)	R5.7.14	R5.12.14	
		介護保険課	審査中	
33 (情)	地番図と路線価図（SHAPEファイル形式でマスターデータと共に提供を求めるもの）の非公開決定	R5.9.21	R5.11.14	
		資産税課	審査中	

4 審査会答申（第31号）

答 申

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第2項に基づき、令和4年9月20日付け越生福第399-2号により行った公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）は、「員番号」を非公開とした部分を除き妥当である。また、同条第3項に基づき同日付け越生福第399-3号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求について

審査請求人は、令和4年9月5日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「令和4年度年金等申請支援事業の受注者が提出した、委託業務の活動状況報告書面その他、事業の進捗状況や年金受給権判明数・年金裁定請求支援数、生活保護費の削減効果等が分かる書類」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。その際、公開請求書の別添として、入札金額や事業受託体制等についての情報提供を求める文書を併せて提出した。

2 本件公開請求に対する決定について

実施機関は、本件公開請求に対し、①公文書公開請求書の「公開請求する公文書の名称又は内容」欄記載内容のうち、「令和4年度年金等申請支援事業の受注者が提出した、委託業務の活動状況報告書面」については、別紙一覧表の「公文書名」欄記載の各公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。

特定された各公文書のうち、令和4年度年金等報告支援事業報告書5月分については、公文書公開決定の処分を、令和4年度年金等報告支援事業報告書4月分、同6月分及び同7月分については、別紙一覧表の「非公開情報」欄記載の部分为非公開とする本件部分公開決定の処分を行った。

また、②同請求書の「公開請求する公文書の名称又は内容」欄記載内容のうち、「その他、事業の進捗状況や年金受給権判明数・年金裁定請求支援数、生活保護費の削減効果等が分かる書類」については、「当初から取得、又は作成していないため存在しない」として本件非公開決定の処分を行った。

あわせて、別添の文書で求められた内容は、情報提供として回答した。

3 審査請求等について

審査請求人は、本件部分公開決定及び本件非公開決定を不服とし、令和4年10月27日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に

基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件条例第17条に基づき、令和4年12月13日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和4年10月27日付け審査請求書の内容を要約すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人からは反論書の提出及び口頭意見陳述の希望はなかった。

- (1) 本件部分公開決定について、本件部分公開決定を取り消し、非公開とした内容のうち、「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分の公開を求める。
- (2) 実施機関が部分公開決定した文書のうち、非公開とした上記(1)の部分は、個人情報情報を伏せた上で確認した内容を公開することは可能であり、その内容を公開しないとした市長において、市政運営の原則を定める越谷市自治基本条例（平成21年条例第20号）第18条第1項、第3項及び第4項に違反している。
- (3) 本件非公開決定について、その内容の文書を新規作成の上、一切の公開を求める。
- (4) 実施機関が非公開決定とした当該事業の進捗状況や生活保護費の削減効果等が分かる書類が「存在しないため非公開」という決定は、仕様書において、支援の進捗状況やその他事業の成果に関して報告することと記載されており、書面で報告を受け保管しているはずであることから、文書が存在しないことは、受注者の書類未作成という契約不履行と言える。発注者たる福祉事務所（生活福祉課）は、受注者に対して契約不履行でありながら不足書類の作成を命じていないという不誠実な職務遂行が認められ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条に定める職務専念義務に違反している。
- (5) よって、本件対象文書に係る本件部分公開決定及び本件非公開決定は違法不当である。

第4 実施機関の主張要旨

本件部分公開決定に係る公文書部分公開決定通知書、本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書、令和4年12月13日付け越生福第1083-2号の弁明書及び口頭による理由説明の内容を要約すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件部分公開決定について、非公開とした部分及びその理由は、以下のとおりである。
 - ア 個人の氏名、役職、住所及び居所、生年月日及び性別、ケース番号及び員番

号、受給番号及び受給開始日、基礎年金番号

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。（本件条例第7条第1号に該当）

イ 年金の加入状況が分かる部分、年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定

これらは、複数の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。（本件条例第7条第1号に該当）

ウ 社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）

これらは、本事業の受注者の社会保険労務士が、業務の適性等を踏まえた上で信頼関係によって再委託契約を締結した社会保険労務士（個人事業主）の氏名であって、法人活動の営業等に関する公開されていない内部管理情報であることから、これらを公表すると、社会保険労務士の仕事内容や行動履歴の一部が公になり、社会保険労務士間の信頼関係を損ねる恐れがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。（本件条例第7条第2号に該当）

- (2) ただし、本件部分公開決定で非公開とした部分のうち、(1)アの「員番号」については、生活保護受給世帯の世帯員が当該世帯の何番目に記載されているかを示したにすぎず、公開することで、特定の個人が識別されるとは言えないことから公開すべきだったと考える。
- (3) また、文書不存在として本件非公開決定とした理由について、審査請求人は、契約不履行であると主張しているが、本事業の報告は当月に係る業務委託の活動状況を翌月末日までに書面により報告することとしており、これは本件部分公開決定したとおりの様式で達成されているため、契約不履行でないと判断している。
- (4) よって、本件処分は、「員番号」の部分を除き、本件条例の規定に基づき適正に判断したものである。

第5 本件公開請求に係る公文書の特定、各公文書における非公開情報及び非公開事由の整理について

1 本件公開請求に係る公文書について

実施機関は、本件公開請求に対し、①公文書公開請求書の「公開請求する公文書の名称又は内容」欄記載内容のうち、「令和4年度年金等申請支援事業の受注者が提出した、委託業務の活動状況報告書面」については、別紙一覧表の「公文書名」欄記載の各公文書、すなわち、次の各公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。

- ① 令和4年度 年金等報告支援事業 報告書 4月分
- ② 令和4年度 年金等報告支援事業 報告書 5月分

- ③ 令和4年度 年金等報告支援事業 報告書 6月分
- ④ 令和4年度 年金等報告支援事業 報告書 7月分

また、②同請求書の「公開請求する公文書の名称又は内容」欄記載内容のうち、「その他、事業の進捗状況や年金受給権判明数・年金裁定請求支援数、生活保護費の削減効果等が分かる書類」については、文書不存在として、本件非公開決定の処分を行った。

2 実施機関による本件部分公開決定とその理由について

実施機関は、上記②については、非公開情報が記録されていないため、公文書公開決定を行った（越生福第399-1号）。

また、実施機関は、上記①、③及び④については、その各文書の一部に、本件条例第7条各号に規定する非公開情報が記録されているため、当該非公開情報を非公開とする本件部分公開決定処分を行った（越生福第399-2号）。

本件部分公開決定に対して、実施機関が行った本件部分公開決定とその理由につき、当審査会において、①、③及び④の各文書の非公開情報ごとに精査したところ、別紙一覧表の、「該当ページ」欄、「該当部分」欄、「非公開事由（条例第7条）該当性とその情報の概要」欄の各記載のように整理できる。

第6 審査会の判断

1 審査会の姿勢

本市は、これまでも「開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてき」ており、また、「地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている」わが国の現状から、「情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない」との考え（趣旨）に立脚して本件条例を制定した（前文）。

上記の制定趣旨を受けて、本件条例は、「公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」をその目的としている（第1条）。

さらに、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。」（第5条）と、公文書公開請求をする者についての資格制限を設けず、実施機関は、公開請求があったときは、「公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」（第7条

柱書）と、実施機関に対して、請求に係る公文書の原則公開を義務付けている。

当審査会は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１１年条例第１１号）に基づき「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第８１条第１項の規定により、市長の附属機関として」（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第１条）設置されている。また、その所管事項として、「法又は他の法律若しくは条例の規定に基づく審査請求のうち」、「越谷市情報公開条例（平成１１年条例第１０号）第１７条第１項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」・「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」・「越谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３４号）第４５条第１項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」に係る「諮問に応じ審査する」ものとされている（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条）。そのため、当審査会の審理範囲についても原則としてこの所管事項に限局されるものである。上記のように、そもそも、当審査会は、審査請求を契機として、審査請求に係る諮問に応じ審査する。従って、当審査会は審査請求の内容に沿うようにその審理範囲も審理内容も原則として限局されるものである。その中で、当審査会は、審査請求の内容を精査し、実施機関の処分の適法性・妥当性について、本件条例の趣旨・目的に照らし、厳密に審査することとなる。

当審査会は、上記の姿勢から、審査請求人の審査内容について精査した。

２ 審査内容

(1) 審査請求人の主張要旨(1)について

審査請求人は、「本件部分公開決定について、本件部分公開決定を取り消し、非公開とした内容のうち、『年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定』の部分の公開を求める。」としている（本答申第３(1)）。

つまり、本件審査請求において、審査請求人は、本件部分公開決定に係る非公開情報のうち、『年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定』の部分についてのみ、本件部分公開決定を取り消し、公開することを請求している。

○ 本件部分公開決定について

ア 審査請求人の本件審査請求に対して、実施機関は、「年金の加入状況が分かる部分、年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」については、「複数の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。（本件条例第７条第１号に該当）」と主張している（本答申第４(1)イ）。

そこで、この主張が妥当であるかどうか検討する。

イ 実施機関は、「年金の加入状況が分かる部分、年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」については、本件条例第７条第１号に該当するため非公開としたと主張しているため、本件条例第７条第１号について、

どう解釈すべきかを述べる。

本件条例第7条は、実施機関は公開請求があったときは、「公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにしている。すなわち、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないのである。そこで、非公開情報について、同条第1号から第7号が示されている。

本件条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開情報として、個人に関する情報の要件を定めたものである。

本号における「個人に関する情報」の範囲としては、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親戚関係その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれると解すべきである。

また、本号における「特定の個人が識別され得るもの」については、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあることが明らかであるものと解すべきである。通常、特定の個人が識別できるのは、住所、氏名ではあるが、たとえ住所、氏名が記録されていなくても、当該情報の内容から特定の個人が推測できるもの又は当該情報からは直接特定の個人が推測できなくても、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が推測できるものは、本号における「特定の個人が識別され得るもの」に該当することとなる。

加えて、本号における「通常他人に知られたくないと認められるもの」については、いわゆるプライバシーを侵害するような情報であり、社会通念上他人に知られることを望まないものをいうと解すべきである。ここでの「通常」は、「一般人の感受性を基準として本人の立場に立ったならば」と解すべきであり、「普通の人ならだれでもが」そう思うか又は賛成するような状態であると解すべきである。

プライバシーに関する情報は、一度公開されると当該個人にとって回復困難な損害を与える危険性を孕んでいるため、慎重に対処しなければならないことは当然である。しかし、どの情報がプライバシーを侵害するような情報であるかは、その個人個人によって感じ方が違うので、一律的な基準は設けられないという現実もある。そのため、公開を請求された公文書に、一般市民の個人情報が含まれている場合には、その個人のプライバシーを侵害する程度は相当程度広範囲に解釈し、特定の個人が識別され得るものすべてとするのが適当であると解する。なお、個人に関する情報のうち、社会生活上等の情

報にあっては、個人が識別されない状態であれば、これを公開しても、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を侵害することがないと認められるものも少なくなく、その場合は、氏名その他個人識別性のある部分を除き公開することが適当であると解する。

ウ 当審査会で、非公開部分について検討した結果、審査請求人が本件部分公開決定を取り消し、公開をすることを請求している「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号9、17、24の3箇所である。

この3箇所については、その部分の情報だけでは、直接本号における「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当するものとは判断し得ないものである。しかし、これらの情報を精査するに、複数の情報を組み合わせることによって、特定の個人が識別され得る情報であることが認められ、また、それらの情報は通常他人に知られたくない情報であると認められる。

エ 従って、実施機関の主張する「複数の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。（本件条例第7条第1号に該当）」には、充分根拠が認められ、妥当であると判断することができる。

オ なお、念のため付言するが、この3箇所については、審査請求人及び実施機関との間では、本件条例第7条第6号オについては触れられていないが、審査会としては、同条第6号オにも該当すると判断する。

よって、審査請求人の請求する「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分についてのみ本件部分公開決定を取り消し、公開することは認めることができない。

(2) 審査請求人の主張要旨(2)について

審査請求人は、「実施機関が部分公開決定した文書のうち、非公開とした上記(1)の部分は、個人情報伏せた上で確認した内容を公開することは可能であり、その内容を公開しないとした市長において、市政運営の原則を定める越谷市自治基本条例第18条第1項、第3項及び第4項に違反している。」旨主張している（本答申第3(2)）。

上記では、①「実施機関が部分公開決定した文書のうち、非公開とした上記(1)の部分は、個人情報伏せた上で確認した内容を公開することは可能」とする点、及び、②「その内容を公開しないとした市長において、市政運営の原則を定める越谷市自治基本条例第18条第1項、第3項及び第4項に違反している」との2点が主張されている。

上記2点について判断する。

① 個人情報を伏せた上で確認した内容を公開することは可能か

- ア 審査請求人は、実施機関が本件部分公開決定をした文書のうち、非公開とした「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分について、個人情報伏せの上で確認した内容を公開することは可能であると主張している。
- イ この部分については、当審査会が判断するに、その部分の情報だけでは、直接本号における「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当するものとは判断し得ないものであるが、複数の情報を組み合わせることによって、特定の個人が識別され得る情報であることが認められ、また、それらの情報は通常他人に知られたくない情報であると認められることから、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報である（本答申第6の2(1)ウ）。換言すると、この部分自体が個人情報である。よって、個人情報から個人情報を伏せることは不可能であるといえる。
- ウ 従って、審査請求人の主張する実施機関が本件部分公開決定をした文書のうち、非公開とした「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分について、個人情報伏せの上で確認した内容を公開することは可能との主張については、認めることはできない。
- ② 市長は越谷市自治基本条例第18条第1項、第3項及び第4項に違反しているか
- ア 審査請求人は、実施機関が本件部分公開決定をした文書のうち、非公開とした「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分について、個人情報伏せの上で確認した内容を公開することは可能であると主張した上で、その内容を公開しないとした市長において、市政運営の原則を定める越谷市自治基本条例第18条第1項、第3項及び第4項に違反していると主張している。
- イ そもそも、審査請求人の「実施機関が部分公開決定をした文書のうち、非公開とした『年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定』の部分について、個人情報伏せの上で確認した内容を公開することは可能」との主張は、認めることはできないとの判断をしたことから（本答申第6の2(2)①ウ）、市長において、市政運営の原則を定める越谷市自治基本条例第18条第1項、第3項及び第4項に違反しているとの主張は不当であると判断する。
- ウ なお、そもそも、越谷市自治基本条例は、越谷市における「自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、『自治の推進』と『豊かな地域環境の創造』を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与すること」を目的としている（越谷市自治基本条例第1条）。この目的を達成するために、越谷市自治基本条例は、「市政運営の最高規範」とされている（越谷市自治基本条例第2条第1項）。そのため、「この条例の

制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ることとされている（越谷市自治基本条例第2条第2項）。つまり、越谷市自治基本条例は、越谷市における憲法ともいえる根本規範であり、各条例もこの「市政運営の最高規範」たる越谷市自治基本条例の理念によって、解釈・運用されるものである。このことは、本件条例においても例外ではない。しかし、情報公開分野においては、まず、「公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする」（本件条例第1条）本件条例によるべきであり、越谷市自治基本条例は、あくまでも、①本件条例が法律や越谷市自治基本条例に反する場合や、②本件条例の不備により本件条例のみでは解決を図ることができない場合に限定して、あくまでも補充的に用いられるべきである。そこで、本件審査請求が、越谷市自治基本条例を用いざるを得ない場合（越谷市自治基本条例に違反しているかどうかの判断を要する場合）であるか、つまり、上記①、②に該当している場合であるかどうかを判断するに、まず、①については、本件審査請求において、本件条例が法律及び越谷市自治基本条例に違反しているとはいえず、②については、本件審査請求においては、本件条例の解釈・適用によって十分に判断し得るといえ、本件条例に不備があるとは認められない。

従って、審査請求人の「実施機関が部分公開決定をした文書のうち、非公開とした『年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定』の部分について、個人情報等を伏せた上で確認した内容を公開することは可能」との主張が認められるとしても、本件において、本件条例の他、越谷市自治基本条例を用いる必要性は認められない。

加えて、仮に用いたとしても第18条第1項、第3項及び第4項は、市政運営の原則として、「市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進」すること（第1項）、「市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努め」ること（第3項）、「市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明」すること（第4項）を示しているが、非公開とした内容のうち、「年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の予定」の部分为非公開としたことが、これら市政運営の原則に反しているとは判断し得ない。

(3) 審査請求人の主張要旨(3)について

審査請求人は、「本件非公開決定について、その内容の文書を新規作成の上、一切の公開を求める。」としている（本答申第3(3)）。

つまり、本件審査請求において、審査請求人は、本件非公開決定について、実施機関による「当該公文書が存在しない」という主張について争うのではなく、不存在であることを前提として「その内容の文書を新規作成の上、一切の公開をすること」を請求している。

この点、当審査会は、公文書の存在または不存在、公開または非公開について判断し得るが、公文書を新規作成させるかどうかの判断をする権能を有していない。

よって、当審査会では、この件について判断しない。

(4) 審査請求人の主張要旨(4)について

審査請求人は、「実施機関が非公開決定とした当該事業の進捗状況や生活保護費の削減効果等が分かる書類が『存在しないため非公開』という決定は、仕様書において、支援の進捗状況やその他事業の成果に関して報告することと記載されており、書面で報告を受け保管しているはずであることから、文書が存在しないことは、受注者の書類未作成という契約不履行と言える。発注者たる福祉事務所（生活福祉課）は、受注者に対して契約不履行でありながら不足書類の作成を命じていないという不誠実な職務遂行が認められ、地方公務員法第30条に定める職務専念義務に違反している。」旨主張している（本答申第3(4)）。

上記では、①「書面で報告を受け保管しているはずであることから、文書が存在しないことは、受注者の書類未作成という契約不履行」とする点、及び、②「受注者に対して契約不履行でありながら不足書類の作成を命じていないという不誠実な職務遂行が認められ、地方公務員法第30条に定める職務専念義務に違反している」との2点が主張されている。

上記2点について判断する。

① 契約不履行に該当するか

ア 審査請求人の契約不履行である旨の主張に対して、実施機関は、「本事業の報告は当月に係る業務委託の活動状況を翌月末日までに書面により報告することとしており、これは本件部分公開決定したとおりの様式で達成されているため、契約不履行でないと判断している」旨主張している。

イ 当審査会は、その所管事項については、本答申第6の1で述べたとおりである。実施機関における非公開決定とした当該事業の進捗状況や生活保護費の削減効果等が分かる書類が存在しないことが、果たして、契約不履行に該当するかどうかの判断については、当審査会の判断の範疇の外にあるものである。

ウ したがって、契約不履行であるかどうかの判断は、当審査会ではし得ないものである。

② 地方公務員法第30条に定める職務専念義務に違反しているか

ア 審査請求人は、「受注者に対して契約不履行でありながら不足書類の作成を命じていないという不誠実な職務遂行が認められ、地方公務員法第30条に定める職務専念義務に違反している」旨の主張をしている。

イ 地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。

ウ 当審査会も、越谷市職員が、情報公開行政及び個人情報保護行政において、職務の遂行に当たって、全力を挙げてこれに専念することを強く願うものではあるが、審査請求人の主張する地方公務員法第30条違反は、あくまでも上記契約不履行に伴うものである。

先述したように、当審査会の所管事項については、本答申第6の1で述べたとおりである。そのため、実施機関における非公開決定とした当該事業の進捗状況や生活保護費の削減効果等が分かる書類が存在しないことが、果たして、契約不履行に該当するかどうかの判断については、当審査会の判断の範疇の外にあるものであるし、それが地方公務員法第30条違反であるかどうかの判断については、当審査会の判断の範疇の外にあるものである。

エ したがって、地方公務員法第30条違反であるかどうかの判断は、当審査会ではし得ないものである。

(5) 審査請求人が取消しを求めている部分以外の非公開部分の妥当性について

審査請求人が本件審査請求において取消しを求めている部分は、上記(1)から(4)であると判断し得るが、当初の審査請求人より提出された公文書公開請求書の内容及び実施機関より提出された弁明書の内容を鑑み、その余の部分についても判断する。

① 本件部分公開決定のうち本件条例第7条第1号の適用について

ア 実施機関は、本件部分公開決定について、非公開とした部分及びその理由について、「個人の氏名、役職、住所及び居所、生年月日及び性別、ケース番号及び員番号、受給番号及び受給開始日、基礎年金番号」については、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。(本件条例第7条第1号に該当)」と主張している(本答申第4(1)ア)。また、「年金の加入状況が分かる部分」については、「複数の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため。(本件条例第7条第1号に該当)」と主張している(本答申第4(1)イ)。

そこで、この主張が妥当であるかどうか検討する。

イ 本件条例第7条第1号についての当審査会の判断基準については、既に述べたとおりである(本答申第6の2(1)イ)。

ウ 当審査会で、非公開部分について検討した結果、「個人の氏名」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号1、3、5、7、10、12、13、15、18、20、22、25、27の13箇所、「役職」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号1の1箇所、「住所及び居所」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号7、10、15、18、22、27の6箇所、「生年月日及び性別」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号7、10、15、18、22、25、27の7箇所、「ケース番号及び員番号」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号3、12の2箇所、「受給番号及び受給開始日」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号5、7、13、15、20、22の6箇所、「基礎年金番号」の分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号10、18、25、27の4箇所、及び「年金の加入状況」が分かる部分は別紙一覧表における非公開部分の番号11、19、26、28の4箇所である。

まず、「個人の氏名」、「住所及び居所」については、本件条例第7条第1号に明示されている情報であることから、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に当然該当することとなる。

「役職」、「生年月日及び性別」、「受給番号及び受給開始日」及び「年金の加入状況」については、本件条例第7条第1号に明示されている情報ではない。しかし、これらの情報を精査するに、複数の情報を組み合わせることによって、特定の個人が識別され得る情報であることが認められ、また、それらの情報は通常他人に知られたくない情報であると認められる。よって、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当することとなる。

「基礎年金番号」については、本件条例第7条第1号に明示されている情報ではない。しかし、そもそも、「基礎年金番号」は、年金分野における個人識別符号であり、「基礎年金番号」そのものが「特定の個人が識別され得るもの」である。よって、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に当然該当することとなる。

「ケース番号及び員番号」については、本件条例第7条第1号に明示されている情報ではない。しかし、これらの情報を精査するに、「ケース番号」については、複数の情報を組み合わせることによって、特定の個人が識別され得る情報であることが認められ、また、それらの情報は通常他人に知られたくない情報であると認められことから、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当することとなる。一方、「員番号」については、生活保護受給世帯の世帯員が当該世帯の何番目に記載されているかを示したに過ぎず、公開することで、特定の個人が識別されるとはいえないことから、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当しないこととなる。

エ 従って、当審査会においては、「個人の氏名」、「住所及び居所」、「基礎年金番号」については、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当する

と判断し、「役職」、「生年月日及び性別」、「ケース番号」、「受給番号及び受給開始日」、「年金の加入状況」については、複数の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと認められるため本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当すると判断した。

一方、「員番号」については、本件条例第7条第1号の規定する非公開情報に該当しないものと判断した。

よって、「員番号」について非公開としたことは不当である。

オ この点、実施機関も員番号については「公開すべきだった」と認めているところではあるが（本答申第4(2)）、公文書公開請求をし、部分公開決定又は非公開決定を受けた者すべてが、必ずしも審査請求を行うわけではないことから、「公開すべきだった」ではなく、当初より公開するのが当然の姿勢であり、実施機関には、今後このような不備のなきよう充分に留意して対応されることを強く願うものである。

② 本件部分公開決定のうち本件条例第7条第2号の適用について

ア 実施機関は、「社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）」を非公開とした点について、「本事業の受注者の社会保険労務士が、業務の適性等を踏まえた上で信頼関係によって再委託契約を締結した社会保険労務士（個人事業主）の氏名であって、法人活動の営業等に関する公開されていない内部管理情報であることから、これらを公表すると、社会保険労務士の仕事内容や行動履歴の一部が公になり、社会保険労務士間の信頼関係を損ねる恐れがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。（本件条例第7条第2号に該当）」と主張している。

イ まず、実施機関は、社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）については、本件条例第7条第2号に該当するため非公開としたと主張しているため、本件条例第7条第2号について、どう解釈すべきかを述べる。

本件条例第7条第2号は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」を非公開情報として、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の要件を定めたものである。ここで除外される情報は、「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」（本件条例第7条第2号ア）及び「市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報」（本件条例第7条第2号イ）である。

本号における「法人」の範囲としては、商法（明治32年法律第48号）上の営利法人、公益法人（特例民法法人）、社会福祉法人及び学校法人等すべての法人のことに解する。

また、本号における「その他の団体」については、法人格はないが、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有している自治会や商店会のようなものをいうものと解する。

加えて、本号における「事業を営む個人」については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいうものと解する。

さらに、本号における「当該事業に関する情報」については、営利を目的とするか否かを問わず事業活動に関する一切の情報をいうものと解する。

最後に、本号における「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」については、①生産、技術上の秘密に関するもの（生産活動の状況、生産活動の計画・方針等、技術上の専門知識に関する情報）、②営業・販売活動上の秘密に関するもの（営業・販売活動の状況、営業・販売活動の計画・方針に関する情報）、③信用に関するもの（借入金の額・相手方・条件等債務の内容、経営状態・資産内容等に関する情報）、④経理・人事等に関するもの（金銭の出納・経理上の処理等、人事・給与・労働条件等に関する情報）が該当すると考えられる。

法人等に関する情報の公開により、万一この法人等の利益が侵害された場合の事後救済は困難であることから、この情報を公開した場合に生ずる影響等について慎重に検討し、客観的に判断しなければならない。また、客観的な判断に際しては、一般的にみてささいな事項であっても、個人事業主や零細事業者にとっては重大なノウハウの場合もあり得ることから、法人等の性格、規模、事業活動における情報の位置づけなどにも十分留意しつつ、総合的に判断していくものと解すべきである。

ウ 当審査会で、非公開部分について検討した結果、非公開とされた「社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）」の記載部分は別紙一覧表における非公開部分の番号2、4、6、8、14、16、21、23の8箇所である。

エ これらについては、実施機関が「社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）」を非公開とした点について、「本事業の受注者の社会保険労務士が、業務の適性等を踏まえた上で信頼関係によって再委託契約を締結した社会保険労務士（個人事業主）の氏名であって、法人活動の営業等に関する公開されていない内部管理情報であることから、これらを公表すると、社会保険労務士の仕事内容や行動履歴の一部が公になり、社会保険労務士間の信頼関係を損ねる恐れがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。（本件条例第7条第2号に該当）」と主張していることは先述した通り（本答申第6の2(5)②ア）である。

当審査会において厳正に審議したところ、本事業の受注者である社会保険労務士が、業務の適性等を踏まえた上で信頼関係によって再委託契約を締結した社会保険労務士の氏名であって、法人活動の営業等に関する公開されていない

内部管理情報であったとしても、再委託契約を締結した社会保険労務士の氏名を、一律に内部管理情報として非公開事由に該当するものと解すべきではなく、その氏名を公開することが当該業務における役割分担を公開することと密接に結びつく場合についてのみ、社会保険労務士の業務内容や行動履歴の一部が公となることによって、受注者である社会保険労務士と再委託契約を締結した社会保険労務士との間における信頼関係を損ねる危険が生じる蓋然性があり、当該事業者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められ、非公開事由に該当するものと解すべきである。

本件においては、既に公開されている公文書を前提として検討すると、いずれの社会保険労務士の氏名についても、公開されることになれば、当該業務における役割分担を公開することと密接に結びつくこととなるため、非公開事由に該当するものと解せざるを得ない。

しかしながら、単に、再委託契約を締結した社会保険労務士の氏名としては、非公開事由に該当しないものと解される以上、今後、情報提供を求められた場合には、任意に応ぜられたい。

オ したがって、「社会保険労務士の氏名（法人の代表者の氏名を除く）」を非公開とした点については、本件に限っては、妥当と言える。

(6) 審査請求人の主張要旨(5)について

審査請求人は、「本件対象文書に係る本件部分公開決定及び本件非公開決定は違法不当である。」と主張している（本答申第3(5)）。

上記のとおり、実施機関の行った本件非公開決定については、違法性は認められず、また、本件部分公開決定については、「員番号」の部分を除き不当な点は認められない。

3 結語

上記のとおり、本件審査請求について、審査請求人の主張は認められず、本件非公開決定は妥当であり、本件部分公開決定については「員番号」の部分を除き妥当であると判断した。

第7 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和4年12月13日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和4年12月23日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和5年 3月 6日	審査

令和5年 3月23日	審査、実施機関から口頭理由説明の聴取
令和5年 4月 3日	審査
令和5年 4月28日	審査
令和5年 5月 8日	審査
令和5年 6月30日	審査
令和5年 8月18日	審査

令和5年 8月18日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一
 委 員 松 浦 麻里沙
 委 員 佐 藤 匡

公文書名		非公開情報			非公開事由(条例第7条)該当性とその情報の概要		備考
		番号	該当ページ	該当部分	1号	2号	
令和4年度年金等報告分公開決定事業 （部分報告書） 4月分	事業報告内容	1	1ページ目	本文3行目	年金相談センター職員の氏名・役職		
		2		本文7～10行目		社会保険労務士の氏名	
	対象者リスト	3	2～3ページ目	ケース番号欄、員番号欄、世帯員欄	ケース番号、員番号、世帯員の氏名		
	年金等申請支援事業 ケースワーカー様向け説明資料	-	4～7ページ目				
	様式集	-	8～11ページ目				
	障害年金手続手順	4	12～13ページ目 (非公開部分は12ページ目)	右上宛名		社会保険労務士の氏名	
	障害年金のご相談をされる方へ	-	14～15ページ目				
	障害年金請求の概要	-	16～18ページ目				
	ご本人様用 私の履歴整理表	-	19～20ページ目				
	ご夫婦用 私の履歴整理表	-	21～22ページ目				
令和4年度年金等報告分公開決定事業 （報告書） 5月分	事業報告内容	-	1ページ目	-			
	様式集	-	2～9ページ目	-			
令和4年度年金等報告分公開決定事業 （部分報告書） 6月分	事業報告内容	-	1ページ目	-			
	様式集	-	2～10ページ目	-			
	年金記録調査結果報告（表紙）	-	11ページ目	-			
	年金記録調査結果報告（管理表・老齢）	5	12ページ目	受給者番号欄、氏名欄	受給者番号、氏名		
		6		担当社労士欄		社会保険労務士の氏名	
	年金記録調査結果報告（報告書）	7	13～26ページ目	帳票上部	受給者番号、受給開始日、住所、居所、個人の氏名、生年月日		
		8		帳票上部（担当社会保険労務士欄）		社会保険労務士の氏名	
		9		帳票中下部（業務内容）	年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の内容		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。
	年金記録調査結果報告（被保険者記録照会回答票）	10	13～26ページ目	帳票上部	住所、個人の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号		
		11		帳票中下部表内（年金加入記録）	年金の加入状況が分かる部分		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。

公文書名		非公開情報			非公開事由(条例第7条)該当性とその情報の概要		備考
		番号	該当ページ	該当部分	1号	2号	
令和4年度年金等報告公文書 (部分公文書) 報告書 7月分	事業報告内容	-	1ページ目	-			
	対象者リスト	12	2～9ページ目	ケース番号欄、世帯員欄	ケース番号、世帯員の氏名		
	年金記録調査結果報告(表紙)	-	10ページ目	-			
	年金記録調査結果報告(管理表・年齢)	13	11ページ目	受給者番号欄、氏名欄、受給欄、備考欄、受給開始日欄	受給者番号、個人の氏名、受給、備考、受給開始日		
		14		担当社労士欄		社会保険労務士の氏名	
	年金記録調査結果報告(報告書)	15	12～14ページ目	帳票上部	受給者番号、受給開始日、住所、居所、個人の氏名、生年月日		
		16		帳票上部(担当社会保険労務士欄)		社会保険労務士の氏名	
		17		帳票中下部(業務内容)	年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の内容		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。
	年金記録調査結果報告(被保険者記録照会回答票)	18	12～14ページ目	帳票上部	住所、個人の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号		
		19		帳票中下部表内(年金加入記録)	年金の加入状況が分かる部分		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。
	年金記録調査結果報告(管理表・障害)	20	15ページ目	受給者番号欄、氏名欄、納付要件欄、備考欄、受給開始日欄	受給者番号、個人の氏名、納付要件、備考、受給開始日		
		21		担当社労士欄		社会保険労務士の氏名	
	年金記録調査結果報告(報告書・障害)(経過書・障害)	22	16～43ページ目	帳票上部	受給者番号、住所、居所、個人の氏名、生年月日		
		23		帳票上部(担当社会保険労務士欄)		社会保険労務士の氏名	
		24		帳票中下部(業務内容)	年金等申請にあたって確認した内容、補足及び今後の内容		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。
	年金記録調査結果報告(被保険者年金記録照会)	25	16～43ページ目	帳票上部	個人の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別		
		26		帳票中下部(年金加入記録)	年金の加入状況が分かる部分		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。
	年金記録調査結果報告(制度共通被保険者記録照会回答票)	27	16～43ページ目	帳票上部	住所、個人の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号		
		28		帳票中下部(年金加入記録)	年金の加入状況が分かる部分		複数の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能なもの。

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護法の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項及び審議会に諮問することとされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに保有した個人情報ファイル等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長から報告を受け、及び意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

（令和6年3月31日現在）

氏 名	選 任 区 分	備 考
大 野 聡 史	団 体 推 薦	越谷青年会議所
番 場 克 己		越谷商工会議所
野 田 和 子		越谷地区保護司会
清 水 修	公 募	
園 田 光 政		
堀 内 真 一		
会 長 井 上 あすか	学 識 経 験 者	弁 護 士
片 平 秀 徳		学校教育関係者
高 橋 護		人権擁護委員
副会長 三 浦 文 子		大 学 准 教 授

2 審議会の開催状況

令和5年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主 な 審 議 内 容
第1回	令和5年 9月21日	・令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・令和4年度個人情報取扱事務の各種届出について ・令和4年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー及びナンバーディスプレイの運用状況について ・越谷市随意契約事務取扱要領の一部改正について
第2回	令和5年 11月27日	・会長、副会長の選出について ・情報公開制度及び個人情報保護制度について

令和5年度（2023年度） 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

令和6年(2024年)10月

